

標章、商標、不正競争行為 に関する法律 (日本語訳)

本資料は JB legal Consultancy Co.,Ltd に委託し、英文仮訳 (Unofficial Translation) を JETRO の支援で和文に仮訳したものです。投資を検討する参考資料として活用いただければ幸いです。

本資料はあくまで仮訳であり、JETRO はその内容及び本資料を利用したことにより生じたいかなる損害についても、一切責任を負うものではありません。

正式な法令・政令はカンボジア語のみとなります。解釈等については原典 (カンボジア語) も照らし合わせてご確認くださいことをお勧めいたします。

第1章 一般条項

第1条

本法律はカンボジア王国において、標章登録簿に登録された標章及び商号を保護し、標章及び商号の創作及び利用における不正競争行為を防止する目的を有する。

第2条

- a- 「標章」とは、可視できる標識であり、ある企業の商品(商標)又はそのサービス(サービスマーク)を識別することが可能なものをいう。
- b- 「団体標章」とは、可視できる標識であり、登録出願によりその旨が指定され、該当する団体標章の登録所有者の管理下でその標識を使用する、異なる複数企業の商品又はサービスについて、その品質を含め出所又はその他別個の共通の特徴を識別することが可能なものをいう。
- c- 「商号」とは、ある企業を特定し、識別する名称又は呼称をいう。

第3条

本法で与えられる標章の排他的権利は、本法の規定に従った形で登録することで取得されるものとする。

第4条

標章は、以下記載の場合には、適法に登録することができないものとする。

- a- それが一企業の商品又はサービスが他の企業のもので識別できない場合
- b- それが公の秩序又は道徳あるいは良俗に反する場合
- c- それが、特に関係商品あるいはサービスの原産地又は性質若しくは特徴に関して、公衆又はそれらの業界に誤認を与える恐れがある場合
- d- それが国家、政府間機関又は国際条約により創設された機関の紋、旗、その他の象徴、名称または略称や名称の頭文字、又はそれらに採用された公式の標識若しくは刻印と同一又は偽造又はそれらの一部分を要素として含む場合。ただし、それが当該国家又は機関の管轄当局により認可されている場合は、この限りでない。
- e- それが他の企業と同様若しくは類似する商品又はサービスについて、カンボジア王国において流通している標章若しくはサービスと同一又は混同を生じる程に類似している、又はその翻訳を構成する場合
- f- それが登録出願に係る商品若しくはサービスと同一でない又は類似しない商品若しくはサービスについて、カンボジア王国において周知かつ登録されている標章若しくは商号と同一であるか又は混同を生じる程に類似しているか、又はその翻訳を構成する場合。ただし、それらの商品又はサービスに関する標章の使用が、それらの商品又はサービスと周知標章の所有者との間の関連を暗示すると考えられ、標章所有者の利益が当該使用により害される恐れがあることを条件とする。

- g- それが同一の商品若しくはサービス又は密接に関係する商品若しくはサービスに関して異なる所有者に属し、かつ、既に登録簿に登録されているか又は先の出願日若しくは先の優先日を有する標章と同一である場合、又は欺瞞若しくは混同を生じる恐れがある程に当該標章と酷似している場合。

第2章 登録及び登録により付与される権利

第5条

- a- 標章登録出願、出願人の宛先変更の登録及び使用若しくは不使用の宣誓供述書の裏書を求める申請は、商務省に提出しなければならない。
標章登録出願は、願書、標章の複製、及び付属書に記載の国際分類の適用区分に基づいて提示された標章登録の請求に係る商品又はサービスの一覧を含まなければならない。
- b- 標章登録出願、出願人の宛先変更の登録及び使用若しくは不使用の宣誓供述書の裏書を求める申請は、経済財務省及び商務省の合同布告に記載された所定の出願手数料を納付しなければならない。

第6条

標章登録における優先権は、以下の条件に基づいて付与される。

- a- 出願人は、出願人又はその前権限者がパリ条約加盟国で行った先国内出願又は地域出願の優先権を主張する宣言を出願書類に添付することによって、出願の優先権を請求することができる。
- b- 前記宣言の効果は、パリ条約の規定の通りとする。

第7条

出願人は、いつでも出願の取り下げができる。

第8条

出願を受領後、登録官は、

- a- 出願が第5条及びそれに関する規則の要件を遵守するか否かを審査する。
- b- 当該標章が第2条aにおいて定義された標章であるか否か、及び第4条gを除き、同条に基づいて登録可能であるか否かを審査し、判断する。

第9条

- a- 同一若しくは類似の商品又はサービスに使用されることになる同一若しくは類似の標章に関する2つ以上の標章出願が、異なる日付で行われた場合、登録官は、これらの出願人の権利が所定の方法での申請に基づき登録官によって決定されるまで、又は登録官が承認した方法での合意によって決着されるまで、それら出願のいずれの登録も拒絶することができる。

- b- 同一若しくは類似の商品又はサービスに使用されることになる同一若しくは類似の標章に関する2つ以上の標章出願が、同一日付でなされた場合、全出願人の中で協議の後に同意した1人の出願人のみが当該標章についての登録を取得することができる。

第10条

- a- 登録官は、第8条及び第9条の条件が満たされていると認める場合は、標章を登録した後、出願人に登録証を交付し、登録への言及を商務省公報から公告される。
- b- 第8条の要件が満たされていない場合、出願人は、登録官からの通知書を受領後45日以内ならば、自己の出願を補正することができる。登録官は、同期間中に出願人から肯定的な応答を受領しない場合は、当該出願を拒絶する。
- c- 公報の発行日後90日以内に、如何なる利害関係人も、第2条a、第4条及び第5条並びにそれに関する規則の1又は複数の要件が満たされていないことを根拠として、登録官に対して当該標章の登録に対する異議を所定の方法により申し立てることができる。
- d- 登録官は、当該申立書の写しを直ちに出願人に送付し、出願人は、所定期間内、かつ、所定の方法により、登録官に対して出願人が自己の出願について依拠する根拠についての答弁書を送付しなければならない。出願人がそれに従わない時は、登録を放棄したものとみなされる。
- e- 出願人が答弁書を送付したときは、登録官は、その写しを異議申立人に送付し、一方又は双方の当事者が聴聞を受けることを希望するときは全当事者を聴聞し、また、事件の本案を考慮して登録標章が適法なものか否かを決定する。

第11条

- a- 登録標章に係る商品又はサービスに関して、登録所有者以外の者による登録標章の使用は、登録所有者の同意を必要とする。
- b- 標章の登録所有者は、自己にとって有効な何らか他の権利、救済又は行為に加え、自己の同意なしに前記の標章を使用して当該標章を侵害又は侵害が起る虞をもたらす行為をなす何人に対しても、訴訟を提起する権利を有する。当該権利は、登録標章と類似の標識の使用、並びに当該標章が登録されたものと類似の商品及びサービスに関しての使用に及ぶものとする。
- c- 標章の登録により付与される権利は、登録所有者により又はその同意を得て、カンボジア王国において市販されている物品に係る行為には及ばない。

第12条

- a- 標章登録の存続期間は、登録出願の出願日から10年間とする。
- b- 標章登録は、請求があるときに限り、登録所有者が所定の更新手数料を納付することを条件として、連続する10年の期間ごとに更新することができる。
- c- 本法律の施行前に何らかの区分の全商品又はサービスに係り登録された商標の更新の申請時には、出願人は国際分類に従い、保護を希望する商品又はサービスの種類を明確に指定しなければならない。

d- 標章登録の更新遅滞には、6ヶ月の猶予期間が与えられる。

第3章 無効及び削除

第13条

- a- 全ての利害関係人は、標章登録を無効にするよう商務省に請求することができる。
- b- 商務省は、無効の請求人が第2条a及び第4条の要件が満たされていないことを立証した場合、当該登録を無効にする。
- c- 標章登録のいかなる無効処分も、登録日に発効したとみなされ、登録及び言及は速やかに公告される。

第14条

商務省は、以下の場合に限り、登録標章の取消を命じる権限を有する。

- a- 出願人が第12条b及びdに基づく所定の期間内に登録標章の更新を申請しない場合
- b- 登録標章所有者が削除を請求した場合
- c- 登録標章所有者が第8条に基づく所定の条件又は制限を90日以内に遵守しなかった場合
- d- 登録標章所有者がカンボジア王国における送達宛先を失った場合
- e- 登録標章所有者が正当な所有者でないことが立証された場合
- f- 登録標章が第三者の所有する周知標章と類似又は同一であることが確信された場合

第15条

いかなる利害関係人も、請求を提出する1ヶ月前までに、当該標章はその登録後5年の連続期間中に登録所有者又は使用権者が使用していなかったことを理由として、その登録に係る商品又はサービスのいずれかについて、当該標章を標章登録簿から削除するよう商務省に請求することができる。ただし、特殊な事情が当該標章の使用を妨げたこと及びそれら商品又はサービスに係り当該標章を使用しない又は放棄する意思が一切存在しなかったことが証明された場合、当該標章は削除されないことを条件とする。

第4章 団体標章

第16条

第17条及び第18条に従うことによって、第3条から第15条までを団体標章に適用する事が出来る。

第17条

- a- 団体標章の登録出願に際して、標章を団体標章として指定しなければならない。また、団体標章の使用を規制する規約の写しを添付しなければならない。
- b- 団体標章の登録所有者は、aにいう規約について行われた全ての変更を、登録官に届け出

る義務を負う。

第18条

第13条 a 及び b に規定された理由を除いて、無効の請求人が、登録所有者のみがかかる標章を使用していること、又は当該所有者が第17条 a にいう規約に違反して使用するか、若しくはその使用を許可していること、又は関係商品若しくはサービスの出所又はその他何らかの共通の特徴について業界若しくは公衆を欺瞞する恐れのある方法により当該所有者が使用しているか、若しくはその使用を許可していることを立証したときは、登録官は、団体標章の登録を無効にする。

第5章 標章のライセンス許諾

第19条

- a- 標章の登録もしくはその出願に関するいかなるライセンス契約も、標章の使用に関連する使用権者の商品又はサービスの品質についての、使用許諾者による効率的な管理を規定しなければならない。ライセンス契約が当該品質管理を規定していない場合、又は当該品質管理が効果的に実施されていない場合、当該ライセンス契約は、無効とみなされる。
- b- 団体標章の登録又はその出願は、ライセンス契約の対象にすることができない。

第6章 商号

第20条

名称又は呼称は、それを使用したときに、その性質上公の秩序若しくは道徳に反する場合、また特にそれが当該名称により特定された企業の性質に関して業界若しくは公衆を混乱させる恐れがある場合、商号として使用することができない。

第21条

- a- 商号を登録する義務を規定する法律又は規則に拘らず、そのような商号は、登録前であっても又は登録なしでも、第三者が犯す如何なる違法行為から保護されなければならない。
- b- 商号又は標章若しくは団体標章としてか否かに関わらず、第三者による商号のその後の何らかの使用又は類似の商号若しくは標章の何らかのそのような使用であって、公衆に誤認を与える虞があるものは、違法であるとみなされる。

第7章 不正競争行為

第22条

工業的、商業的又はサービスの事項における誠実な慣行に反する競争行為は、不正競争行為であるとみなす。

第23条

以下の行為は、特に、不正競争行為を構成するものとみなす。

- a- 何らかの手段により、競争者の営業所、商品、又は工業的、商業的若しくはサービスの活動と混同を生じさせる性質のすべての行為
- b- 競争者の営業所、商品、又は工業的、商業的若しくはサービスの活動の信用を失わせる性質を有する業としての虚偽の主張
- c- 表示又は主張であって、その業としての使用が商品の性質、製造方法、特徴、それらの目的に対する適合性又は数量について、公衆に誤認を与える恐れがあるもの

第8章 侵害及び救済

第24条

第12条に従うことを条件として、登録標章の侵害は、標章所有者以外の者が所有者の同意なしに、カンボジア王国において、第11条にいう行為を遂行することである。

第25条

登録周知標章に対する侵害は、周知標章所有者の同意なしに、当該周知標章と同一又は混同を生じる程に類似する標識を使用することで構成される。ただし、当該標識が以下に関して使用されることを条件とする。

- a- 周知標章の登録に係る商品及びサービスと同一であるか又は類似する商品及びサービス、又は
- b- 周知標章の登録に係る商品及びサービスと同一でなく又は類似しない商品及びサービスであっても、これらの商品又はサービスに関する標識の使用が、それら商品及びサービスと周知標章の所有者との関連を暗示すると考えられ、周知標章所有者の利益が当該使用によって害される恐れがあるもの

第26条

未登録の周知標章に対する侵害は、周知標章所有者の同意なしに、周知標章と同一であるか又は混同を生じる程に類似する標識を使用することで構成される。ただし、当該標識が周知標章に係る商品若しくはサービスと同一であるか又は類似する商品若しくはサービスに関して使用される場合に限る。

第27条

標章所有者の請求により、又は使用権者が標章所有者に対し特定救済を求める訴訟の提起を請求したが、当該標章所有者がこれを拒絶したか若しくは提起しなかった場合は、使用権者

の請求により裁判所は、侵害、切迫した侵害又は第21条、第22条及び第23条にいう違法行為を防止する差止命令を出し、損害賠償額を裁定し、一般法律に規定されるその他の救済を付与する。

第28条

管轄当局又は関係人、特に生産者、製造業者若しくは取引業者の協会若しくは企業連合の請求により、裁判所は、第22条及び第23条にいう不正競争行為の事件においても同じ救済を付与することができる。

第9章 暫定措置

第29条

裁判所は、出願人の請求により、侵害若しくは切迫した侵害を防止し、又は侵害容疑についての関係証拠を保全するために即時かつ効果的な暫定措置を命じる。

第30条

裁判所は、特にいかなる遅延も権利所有者に回復不能な害を生じる恐れがある場合、又は証拠が廃棄される明白な危険性があるときは、出願人が以下のものを提出していることを条件に、暫定措置を命じることができる。

- a- 出願人が権利所有者であること及び出願人の権利が侵害されつつあること又は当該侵害が切迫していることを裁判所に十分に納得させる合理的に入手可能な証拠、及び
- b- 被告を保護し、かつ、濫用を防止するために要求された担保又は同等の保証。この要求された担保は、裁判所の判決に基づいていなければならない。

第31条

暫定措置が命じられた場合、被告は当該措置の執行時には当該判決の通知を受けるものとする。

第32条

暫定措置が第30条及び第31条に基づいて命じられた場合、被告は、当該判決の通知から15就業日以内に再審理請求を裁判所に提出することができる。再審理手続において、裁判所は、関係当事者に聴聞の機会を与えるものとし、かつ、法律により規定された通り合理的な期間内にその判決を再審理した後確認、補正又は取り消しをする。

第33条

暫定措置を命じる判決の通知から20就業日以内、又は裁判所がその判決において決定した他の合理的な期間内に、出願人が事件の本案についての判決に至る訴訟を提起しない場合、裁

判所は、被告の請求により当該暫定措置を取り消すことができる。

第34条

暫定措置が取り消された場合又は裁判所が出願人により提起された第33条に基づく訴訟において、事件の本案について侵害又は侵害の恐れが存在しなかった旨を判決した場合、被告の請求がある場合に限り、裁判所は出願人に対し、当該暫定措置の執行により生じたいかなる被害にも、適切な保証を被告に提供すべき旨を命じるものとする。

第10章 国境措置

第35条

登録商標所有者は、税関若しくは管轄当局又は裁判所に対し、その者が登録商標所有者であることを立証した場合、偽造された疑いがある商品の通関を差し止めるよう申請することができる。

第36条

第35条に基づく申請は、書面で提出し、また、以下記載のものを添付しなければならない。

- a- 標章登録簿からの抄本
- b- 当該申請についての理由の陳述書、及び特に当該商標の商品が偽造品であることを示す一応の証拠
- c- 使用した商標を添える、又はそれに関連する商品の完全な説明書、及び該当する(又は請求された)場合は、善意の製品の見本
- d- 申請人及びその代理人の名称及び宛先(別法として、所定の通り申請人についての完全明細)
- e- 申請が委任された代理人によって提出される場合は、商標所有者からの委任状
- f- 経済財務省の決定に従う所定の手数料

第37条

税関又は管轄当局は、第35条に基づく申請の受領から10営業日以内に、当該申請の認否又は更に検討するために保留されたか否かを申請人に通知する。

第38条

副命令により指定された税関又は他の管轄当局は、商品の輸入業者、荷受人、輸出業者又は所有者及び管轄当局を保護するのに十分な担保又は同等の保証を提供するよう申請人に要求する権限を有する。当該担保又は同等の保証は、この手続に対する依拠を不合理に抑止させることのない方法により決定されなければならない。

第39条

第35条に基づく申請を認容するとき、税関は、当該申請にいう商品の通関を差し止める。当該差止は、当初期間及び10就業日以下のその延長期間内は、引き続き有効とする。

税関は、輸入業者及び申請人に対して商品の通関差止を直ちに通知し、かつ、当該差止の理由を記載しなければならない。税関は、輸入業者に対して当該申請人の名称及び宛先をも通知する義務を負う。

第40条

申請人が当該差止の通知を送達された後10就業日以下の期間内に、事件の本案についての判決を求める訴訟が被告以外の当事者により提起された場合、又は適法に授權された当局が商品の税関外搬出の差止を延長する暫定措置を取ったことについて税関当局が通知を受けていない場合は、当該商品は、税関外搬出が認められる。ただし、輸入又は輸出の他のすべての条件が遵守されている場合に限る。該当する場合、この期限は、更に10営業日延長することができる。事件の本案についての判決を求める訴訟が提起されている場合は、再審理について、被告の請求により、これらの措置が修正、取消又は確認されるべきか否かを合理的な期間内に決定するため、聴聞を受ける権利を含め、これを行うものとする。

第41条

関係当局は、商品の不当留置又は商品の税関外搬出前の第39条に従う留置により発生した被害に対する適切な補償金を、商品の所有者、輸入業者、輸出業者及び荷受人に対して支払うよう、申請人に命じる権限を有する。当事者がこの決定に同意しない場合、その当事者は裁判所に提訴することができる。

第42条

税関又は他の管轄当局は、権利所有者、輸入業者又は輸出業者に対して、第39条に従い通関が差し止めた商品の検査を許可すること、及び商品が偽造であるか否か決定するための検査、試験、分析用の見本の採取を許可することができる。

当該商品が偽造である旨の肯定的決定がなされた場合、税関当局は、当該権利所有者に対し、輸出業者、輸入業者及び荷受人の名称及び宛先、並びに当該商品の数量を通告することができる。税関又は他の管轄当局は、秘密情報の保護を害しない場合に限り、当該権利所有者の請求があるとき、当該商品に係り提出された書類の写し又は同一輸入業者若しくは輸出業者による類似の商品の従前の輸入若しくは輸出に関する利用可能な如何なる情報若しくは書類を提供することができる。

第43条

税関は、偽造商標商品の輸入が行われようとしているか、又は切迫しているとの一応の証拠を税関が入手した商品の通関について、自らの発意でこれを差し止めることができる。

第44条

税関は、権利所有者に対して通関差止の場所及び日付を直ちに通知する。また当該権利所有者からは、その権限行使に役立つ可能性がある情報をいつでも要求することができる。

第45条

第42条に基づいてなされた行為について、公的機関及び公務員は、これらの処分が善意で採られたもの又は意図されたものである場合、適切な救済措置を取るべき義務から免責される。

第46条

税関及び管轄当局は、裁判所の判決により、侵害商品の廃棄を命じる権限を有する。税関は、偽造商標商品を再輸出すること及び別の通関手続を採ることを許可しないものとする。

第47条

旅行者の携行品に含まれた非営利的な性質の偽造商標商品は、本法の適用から除外される。

第11章 所有権の変更

第48条

標章又は団体標章の登録に係る所有権のあらゆる変更は書面上でなされ、利害関係人から登録官に請求があったときに限り、登録官により登録され、かつ、公告される。当該変更は、当該登録が行われるまで、第三者に対して効力を有さないものとする。

第49条

団体標章の登録所有権に係るいかなる変更も、商務大臣の事前の承認が必要である。

第50条

商号の所有権に係るいかなる変更も、書面で行われ、その名称により特定された企業又はその一部の移転と共に行われなければならない。

第51条

標章又は団体標章の登録の所有権に係るどのような変更も、それが特に当該標章又は団体標章が使用される予定又は現に使用されている商品又はサービスについて性質、出所、製造方法、特徴又はそれらの目的への適性に関して欺瞞若しくは混同を生じる恐れがあるときは、無効とする。

第52条

登録標章に関するライセンス契約又はそれについての申請は、登録官に提出する。登録官はその内容の秘密を保持するが、それを登録し、かつ、それへの言及を公告する。ライセンス契約は、当該登録が行われるまで第三者に対して効力を有さない。

第12章 標章登録簿の維持

第53条

商務省は、本法及び規則により規定された標章の登録手続及び登録標章の管理に関するあらゆる職務権限が付与される。

第54条

商務省は、標章登録簿を維持する管轄機関である。団体標章は、標章登録簿の特別な部に登録される。本法において規定されたすべての登録は、前記標章登録簿に行われる。標章登録簿は、誰でも調べることができ、また、それらの抄本を規定の条件に基づいて入手することができる。

第55条

商務省は、あらゆる登録、更新、拒絶、標章登録簿からの標章の削除、及び副命令において指示されたその他の活動について公報により公表する。

第56条

登録官は、規則におけるいかなる規定にも従う場合に限り、本法又は規則に基づいて行われた登録における何らかの誤記を訂正することができる。登録官が、それを正当化する事情に納得する場合は、請求書を受領した際、関係当事者に通知し、かつ、登録官が指示する条件で、本法及び規則に基づいて何らかの行為をなす期限又は手続を採る期限を延長することができる。当該延長は、行為をなし又は手続を採る期限の後でも、認容することができる。

第57条

登録官は、自己に対する手続の全ての当事者に、本法又は規則により付与された自己の裁量権を、当該当事者に不利に行使する前に、聴聞を受ける機会を与えなければならない。

第13章 代理人

第58条

出願人の長期的居所又は主たる事業所がカンボジア王国外にある場合、出願人は、カンボジア王国内に居住及び開業している代理人を選任しなければならない。

第59条

カンボジア王国において、標章登録出願における代表として行動する代理人は、商務省布告で規定している十分な資格を有さなければならない。

第14章 国際条約の適用及び解釈

第60条

カンボジア王国が当事国である工業所有権に係る国際条約の規定は、本法が扱う事項に適用され、本法の規定と抵触する場合、本法より優先される。

第61条

本法において、「国際分類」とは、標章登録のための商品及びサービスの国際分類に関する1957年6月15日のニース協定に従う分類であり、最新改正のものを意味する。「パリ条約」とは、1883年3月20日にパリにおいて署名された工業所有権の保護に関する条約であって、最新改正のものを意味する。「優先日」とは、パリ条約で規定された優先権の基礎として使用される先の出願の日付をいう。

「規則」とは、商務省が出した省令又は布告をいう。「偽造商標商品」とは、無許可で商標を付した、包装を含む商品のことであり、その商標が当該商品に係り適法に登録された商標と同一であるか又は当該商標からその本質的側面において識別することができず、かつ、それにより輸入国の法律に基づく当該商標の所有者の権利を侵害しているものを意味する。

第15章 刑罰

第62条

商務省が下したいかなる決定も、利害関係当事者による裁判所に対する提訴の対象とすることができる。当該提訴は、決定日から3ヶ月以内に行わなければならない。

第63条

標章についての登録出願、登録の補正、更新、又は取消、商号、又は標章に関するライセンスに関して提出された出願書類、異議申立書又はその他の書類において虚偽の陳述を行う者は何人も、5百万リエル以下の罰金若しくは1ヶ月以上6ヶ月以下の拘禁に処す、又はこれら両罰を併科する。

第64条

第11条(b)に基づきカンボジア王国で他の企業により登録された商標、サービスマーク、団体標章、又は商号を偽造する者は何人も、百万リエル以上2千万リエル以下の罰金若しくは1年以上5年以下の拘禁に処す、又はこれら両罰を併科する。

第65条

カンボジア王国において、他人により登録された商標、サービスマーク、団体標章又は商号について公衆に誤認を与え、それが第23条に基づくような他の企業の商標、サービスマーク、団体標章又は商号であると信じさせる目的で、それらを偽造する者は何人も、5百万リエル

以上1千万リエル以下の罰金若しくは1ヶ月以上1年以下の拘禁に処す、又はこれら両罰を併科する。

第66条

第64条及び第65条に基づく偽造標章を付した商品を故意に輸入、販売、販売の申出又は販売の目的で所持する者は何人も、同条に規定された刑罰に処せられる。

第67条

第64条及び第65条に基づく累犯に対する最高刑は、これらの条に規定された罰金及び拘禁の両罰において両罰を併科する。

第68条

本法に基づいて処罰される犯罪人が法人の場合、当該法人の社長、管理職又は代表者は、その者が当該法人による犯罪を知らず、またそれに同意していなかったことを証明しない限り、当該犯罪に対して所定の刑罰に処せられる。

第69条

第66条の規定通り、本法に違反して輸入され、販売され、販売の申出がされ又は販売のために所持したいかなる商品も、何人かが犯罪で有罪とされたか否かに拘らず、裁判所の判決に従い没収及び/又は廃棄される。

第70条

現物又は現金で何物かを利用し又は受領するために、自らの地位の影響力を行使した者は何人も、罪を犯したものとみなされ、現行法に従い処罰される。

第16章 最終規定

第71条

従前登録された商標は、第12条と同じ期間内に更新期日が到来するものとし、更新時に国際分類に従い再分類されなければならない。現行規則の廃止に拘らず、それに基づいて登録された商標は、その後も引き続き有効とみなされるが、本条第1段落に従うことを条件として、本法に基づいて登録されたものに限る。

第72条

本法に反するいかなる規定も、無効とみなす。

本資料は JB legal Consultancy Co.,Ltd に委託し、英文仮訳 (Unofficial Translation) を JETRO の支援で和文に仮訳したものです。投資を検討する参考資料として活用いただければ幸いです。

本資料はあくまで仮訳であり、JETRO はその内容及び本資料を利用したことにより生じたいかなる損害についても、一切責任を負うものではありません。

正式な法令・政令はカンボジア語のみとなります。解釈等については原典 (カンボジア語) も照らし合わせてご確認くださいことをお勧めいたします。